

# 事業賠償・費用総合保険（ALL STARS）の補償内容についてのご案内

2023年5月1日以降保険始期契約用

このご案内では事業賠償・費用総合保険（ALL STARS）の主な保険の約款および特約の補償内容についての概要をご説明しています。ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店・扱者、弊社社員または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

## 1. 国内事業総合賠償責任保険（国内賠償）

### ①標準補償における保険金の種類

保険金の種類	概要
損害賠償金	被害者（損害賠償請求権者）に対して支払う損害賠償金です。なお、損害賠償金には、裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。
損害防止費用	保険事故が発生した場合に、これによる損害の発生および拡大の防止を目的とした応急措置のために被保険者が支出した必要または有益であった費用 <sup>(注1)</sup> をいいます。ただし、いかなる場合も回収措置を講じるために要した費用、原因調査費用および汚染浄化費用を除きます。
求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
緊急措置費用	保険事故が発生した場合において、被保険者が損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生または拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、応急手当、応急措置、護送、搬出、治療その他の被害者に対する緊急で必要な措置を行うために被保険者が支出した費用、およびあらかじめ弊社の承認を得て支出した費用をいいます。
争訟費用	損害賠償責任に関する争訟 <sup>(注2)</sup> につき、被保険者が弊社の書面等による同意を得て支出した弁護士費用その他の防御に要する費用をいいます。
協力費用	被保険者に対する損害賠償請求の解決につき弊社が被保険者を援助する場合において、弊社の求めに応じて被保険者が支出した費用をいいます。
緊急対応費用 (1事故300万円限度)	保険事故が発生した場合において、その対応のために被保険者が弊社の同意を得て支出した次の費用をいいます。 ア. 被害者 <sup>(注3)</sup> が現地 <sup>(注4)</sup> またはその他被保険者が指定する場所に行くために必要な交通費、宿泊費または渡航手続費用 イ. 被保険者 <sup>(注5)</sup> が現地 <sup>(注4)</sup> または被害者 <sup>(注3)</sup> の居住地に行くために必要な交通費、宿泊費または渡航手続費用 ウ. 通信に要した費用 エ. 被保険者が被害者 <sup>(注3)</sup> との交渉等のために一時的に事務所等を賃借するための費用 オ. 被害者の捜索または捜索に伴う救助もしくは移送するために要した費用
訴訟対応費用 (1事故300万円限度)	裁判所において被保険者に対して提起された損害賠償金の支払を求める訴訟に対応するために、被保険者が弊社の同意を得て支出した、社会通念上その額および使途が妥当な次の費用をいいます。 ア. 相手方当事者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用 イ. 意見書、鑑定書作成のために必要な費用 ウ. 被保険者によりまたは被保険者の委託を受けた外部の実験機関により行われる事故の再現実験費用、事故原因を調査するための費用 エ. 増設コピー機のリース費用 オ. 被保険者の従業員の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用 <sup>(注6)</sup>
原因調査費用 (1事故100万円限度)	他人の身体の障害もしくは財物の損壊が発生した場合または他人の身体の障害もしくは財物の損壊の発生が切迫している場合において、これらの保険事故の原因を調査または確認するために、被保険者が弊社の同意を得て支出した必要かつ有益であった費用をいいます。ただし、いかなる場合も原因の調査または確認が行われることによる収入の喪失または使用不能による損害を含みません。
汚染浄化費用 (保険期間中1,000万円限度)	不測かつ突発的な事由により、環境汚染が発生 <sup>(注7)</sup> した場合において、必要または有益な汚染物質の処理に要する費用をいいます。ただし、その環境汚染の発生により他人の身体の障害または財物の損壊もしくは財物の損壊を伴わない使用不能または漁業権・入漁権の侵害が発生したまたは発生が切迫している場合に限りです。
被害者への見舞費用 (被害者1名 <sup>(注8)</sup> 10万円限度、1事故300万円限度)	保険事故が発生した場合において、被保険者が弊社の同意を得て被害者に届けた見舞金もしくは見舞品または被害者の遺族に届けた香典、花、弔電などの費用その他しきたりとして支出するもので社会通念上その額および使途が妥当な費用をいいます。
被害者治療等費用 (被害者1名50万円限度、1事故300万円限度)	業務遂行・施設危険により他人の身体の障害が発生した場合において、被保険者が弊社の同意を得て支出した次に掲げる費用をいいます。ただし、保険事故の発生日からその日を含めて1年以内に生じた費用に限りです。 ア. 被害者の治療、検査、緊急移送および職業看護師雇入れのために現実に支出した通常要する費用およびこれらに伴う交通費 イ. 葬儀費用

(注1) 有益であった費用とは、応急措置を実施していなければ、生じたまたは増加したであろう損害の額を超えずになされた応急措置の費用をいいます。

(注2) 損害賠償責任に関する争訟とは、訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。

(注3) 被害者の法定相続人またはその代理人を含みます。

(注4) 保険事故の発生地または被害者の収容地をいいます。

(注5) 被保険者の代理人を含みます。

(注6) 派遣受入れ費用を含みます。

(注7) 汚染物質の流出、溢出、漏出または排出が急激である場合に限りです。

(注8) 被害者が法人の場合は、1法人につきとします。

※支出にあたり事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

## ②主な拡張補償における保険金の種類

拡張補償名	保険金の種類	概要
対物超過復旧費用補償	対物超過復旧費用 (被害者1名10万円限度 <sup>(注1)</sup> 、 1事故100万円限度)	①損壊した他人の財物の修理が可能な場合は、その財物の修理費からその財物の時価額を差し引いた額に、被保険者の責任割合(過失割合)を乗じた額。ただし、修理費は再取得 <sup>(注2)</sup> するためにかかる費用を超えないものとします。 ②損壊した他人の財物が修理不能な場合は、その財物を再取得 <sup>(注2)</sup> するためにかかる費用からその財物の時価額を差し引いた額に、被保険者の責任割合(過失割合)を乗じた額。この場合において、修理不能とは、財物を復旧できない合理的な理由がある場合をいいます。 (注1) 被害者が法人の場合は1法人につき10万円限度とします。複数の被害者が同じ世帯に属する場合は、1世帯につき10万円限度とします。 (注2) 損壊が生じた財物と構造、性能、用途等が同等のものを再取得することをいいます。
リコール限定費用補償	リコール限定費用 (1事故・保険期間中500万円限度)	①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 <sup>(注1)</sup> ③消費者からの問い合わせに対応するために設置する電話回線、ブース、オペレーター等のコールセンター設置費用 ④被保険者と消費者または納品先との間で生産物 <sup>(注2)</sup> の回収および代替品の送付に要した費用 ⑤回収した生産物 <sup>(注2)</sup> の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用 ⑥回収した生産物 <sup>(注2)</sup> の廃棄費用。なお、廃棄費用には廃棄に要する輸送費用を含みます。 ⑦回収等の実施により生じる人件費 <sup>(注3)</sup> 、出張費および宿泊費 <sup>(注4)</sup> (注1) 文書の作成費および封筒代を含みます。 (注2) 生産物が原材料または部品として財物の一部を構成する場合は、その財物全体にかかる回収等とします。 (注3) 超過勤務手当および臨時雇用費用をいいます。派遣受入れ費用を含みます。 (注4) 旅費規程等で定められた額を限度とし、旅費規程等がない場合は合理的かつ妥当な範囲とします。

※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

## ③主なオプション特約における保険金の種類

オプション特約名	保険金の種類	概要
対物超過費用補償増額特約	対物超過復旧費用 (被害者1名30万円限度 <sup>(注1)</sup> 、 1事故300万円限度)	①損壊した他人の財物の修理が可能な場合は、その財物の修理費からその財物の時価額を差し引いた額に、被保険者の責任割合(過失割合)を乗じた額。ただし、修理費は再取得 <sup>(注2)</sup> するためにかかる費用を超えないものとします。 ②損壊した他人の財物が修理不能な場合は、その財物を再取得 <sup>(注2)</sup> するためにかかる費用からその財物の時価額を差し引いた額に、被保険者の責任割合(過失割合)を乗じた額。この場合において、修理不能とは、財物を復旧できない合理的な理由がある場合をいいます。 (注1) 被害者が法人の場合は1法人につき30万円限度とします。複数の被害者が同じ世帯に属する場合は、1世帯につき30万円限度とします。 (注2) 損壊が生じた財物と構造、性能、用途等が同等のものを再取得することをいいます。
リコール補償拡張特約	リコール費用	①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 <sup>(注1)</sup> ③消費者からの問い合わせに対応するために設置する電話回線、ブース、オペレーター等のコールセンター設置費用 ④被保険者と消費者または納品先との間で回収生産物の回収または代替品の送付に要した費用 ⑤回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借



オプション特約名	保険金の種類	概要							
		<p>またはインターネット投稿対応を行う上で、その方法を策定することを目的として第三者のコンサルタントを起用した場合の費用をいいます。</p> <p>(注) 保険事故が無かったとしても記名被保険者が負担したであろう費用を含みません。</p>							
借家人賠償責任補償特約	損害賠償金 損害防止費用 求償権保全費用 緊急措置費用 争訟費用 協力費用	<p>特約に定める保険事故の発生により、被保険者が被る損害に対して保険金を支払います。</p> <p>標準補償における説明をご参照ください。</p>							
	修理費用 (1事故・保険期間中 300万円限度)	<p>偶然な事故により、借戸室に損壊が生じた場合において、その貸主との契約に基づき、借戸室を実際に修理した費用のうち、次の①または②のいずれかに該当する部分以外の修理費用をいいます。</p> <p>① 壁、柱、床、梁、屋根、階段等の建物の主要構造部</p> <p>② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借戸室入居者の共同の利用に供されるもの</p>							
アスベスト飛散事故補償特約	石綿損害拡大防止費用	<p>保険事故の発生により、石綿が飛散する範囲を抑制するためまたは石綿の気中濃度を減少させることを目的として、石綿の飛散を発生させた原因に対して行う応急措置のために、被保険者が支出した必要または有益であった費用<sup>(注1)</sup>をいいます。</p> <p>(注1) 有益であった費用とは、応急措置を実施していなければ、生じたまたは増加したであろう損害の額<sup>(注2)</sup>を超えずになされた応急措置の費用をいいます。</p> <p>(注2) この特約で支払の対象となる損害の額とします。</p>							
	石綿損害見舞費用 (被害者1名 <sup>(注1)</sup> <sup>(注2)</sup> につき 10万円、1事故につき300万円)	<p>保険事故の発生により、被保険者が弊社の同意を得て被害者に届けた見舞金または見舞品として支出した費用をいいます。ただし、次のア、およびイ、のいずれにも該当する費用に限り、</p> <p>ア. その額および用途が社会通念上妥当なものであること</p> <p>イ. 特定粉じん排出等作業が行われた工事場から 50メートル以内の区域で事業を行うまたは居住する者に対して届けたものであること</p> <p>(注1) 被害者が法人の場合は、1法人につきとします。</p> <p>(注2) 被害者が複数存在し、その被害者が同じ世帯に属する場合は、1世帯につき10万円とします。なお、ここでいう世帯とは、住居および生計を共にする者の集まりまたは独立して住居を維持もしくは独立して生計を営む単身者をいいます。</p>							
	石綿除去等費用	<p>保険事故の発生により、石綿が工事場外へ飛散し、工事場外の他人の財物に石綿の付着が生じた場合において、石綿除去作業等のために必要または有益であった費用をいいます。ただし、特定粉じん排出等作業が行われた工事場から 50メートル以内の区域にあった財物に対してなされた作業等に要した費用に限り、保険金をお支払いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 石綿の付着が生じた財物から石綿を除去するための費用がその財物の時価額を超える場合</td> <td rowspan="2">その財物の時価額</td> </tr> <tr> <td>イ. 石綿の付着が生じた財物から石綿を除去するための費用がその財物の時価額を超えないが、石綿を除去したとしてもその財物が有していた商品としての価値が著しく損なわれる場合</td> </tr> <tr> <td>ウ. イ、以外で石綿の付着が生じた財物から石綿を除去するための費用がその財物の時価額を超えない場合</td> <td>その財物の石綿除去作業に要した額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払限度額	ア. 石綿の付着が生じた財物から石綿を除去するための費用がその財物の時価額を超える場合	その財物の時価額	イ. 石綿の付着が生じた財物から石綿を除去するための費用がその財物の時価額を超えないが、石綿を除去したとしてもその財物が有していた商品としての価値が著しく損なわれる場合	ウ. イ、以外で石綿の付着が生じた財物から石綿を除去するための費用がその財物の時価額を超えない場合	その財物の石綿除去作業に要した額
	区分	支払限度額							
ア. 石綿の付着が生じた財物から石綿を除去するための費用がその財物の時価額を超える場合	その財物の時価額								
イ. 石綿の付着が生じた財物から石綿を除去するための費用がその財物の時価額を超えないが、石綿を除去したとしてもその財物が有していた商品としての価値が著しく損なわれる場合									
ウ. イ、以外で石綿の付着が生じた財物から石綿を除去するための費用がその財物の時価額を超えない場合	その財物の石綿除去作業に要した額								
求償権保全費用	<p>他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。</p>								
食中毒・特定感染症損害補償特約	喪失利益	<p>保険事故の発生により営業が休止・阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。収益減少額に利益率を乗じて得られた額とし、補償期間中に支出を免れた経常費がある場合は、その額を差し引いた額となります。</p>							
	収益減少防止費用	<p>標準営業収益(事故発生直前12か月のうち補償期間に相当する期間の営業収益)に相当する額の減少を防止・軽減するために補償期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいい、所定の算式により得られた額をいいます。</p>							
	緊急措置見舞金	<p>保険事故の発生により経済的負担が生じる被保険者に対して支払う費用をいいます。1施設あたり10万円とし、同一施設の事故につき保険期間中1回を限度とします。なお、緊急措置見舞金の総額は、保険期間中30万円を限度とします。</p>							

オプション特約名	保険金の種類	概要
工事用物損害補償特約 メンテナンス期間中補償特約 工事用仮設備・機械器具補償特約（1事故・保険期間中 500万円限度） 建売住宅等の保険責任終期特約	損害保険金 （1事故：対象工事の請負金額限度または3億円のいずれか低い金額）  残存物取片づけ費用保険金 （損害保険金の6%限度）  臨時費用保険金 （1事故100万円限度）	復旧費（損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するための修理等の費用）、損害防止費用（事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用）および特別費用 <sup>(注)</sup> （保険の対象の復旧に必要な残業・休日出勤・深夜勤務による割増賃金および急行貨物割増運賃）の合計額をお支払いします。ただし、陸上輸送中は、1事故につき対象工事の請負金額または100万円のいずれか低い額が限度となります。 （注）特別費用（1事故30万円限度）は工事用物損害補償特約のみ適用となります。  損害保険金が支払われる場合において、損害を受けた保険の対象の残存物の取片付けに必要な費用（解体費用、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用）の実費をお支払いします。  損害保険金が支払われる場合において、保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用（損害保険金の20%に相当する額）をお支払いします。
事業用動産損害補償特約	損害保険金	保険の対象の損傷の修理費（保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用）と損害防止費用（事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用）の合計額をお支払いします。
	通貨等盗難損害保険金	対象施設内において被保険者の業務用の通貨の盗難により被る損害（1事故・1対象構内30万円限度）または業務用の預貯金証書の盗難により被る損害（1事故・1対象構内300万円限度）に対してお支払いします。公示催告手続費用を含みます。
	残存物取片づけ費用保険金 （損害保険金の6%限度）	損害保険金が支払われる場合において、損害を受けた保険の対象の残存物の取片付けに必要な費用（取壊し費用、取片づけ清掃費用、搬出費用）の実費をお支払いします。
	臨時費用保険金 （1事故100万円限度）	損害保険金が支払われる場合において、保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用（損害保険金の20%に相当する額）をお支払いします。
	修理付帯費用保険金 （1事故・1対象構内100万円限度）	損害保険金が支払われる場合において、保険の対象に損害が生じた結果、復旧にあたって発生した必要かつ有益な次の①～⑤の費用をいいます。 ①損害の原因調査費用、損害の範囲を確定するための調査費用 ②点検費用、調整費用、試運転費用 ③仮修理費用 ④代替物の賃借費用、仮設物の設置費用・撤去費用・土地の賃借費用 ⑤割増運賃の費用 など
	水害費用保険金 （保険金額または保険価額〔保険の対象の時価総額〕のいずれか低い額の5%限度）	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水災により、対象建物等が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等に損害が生じた場合に臨時に生じる費用をお支払いします。
個人情報漏洩補償特約 サイバー攻撃対応費用補償特約 セキュリティ賠償責任補償特約 企業情報漏洩賠償責任補償特約	損害賠償金  争訟費用  危機管理コンサルティング費用 <sup>(注1)</sup> （保険期間中500万円限度）	被害者（損害賠償請求権者）に対して支払う損害賠償金です。なお、損害賠償金には、裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。  損害賠償責任に関する争訟 <sup>(注)</sup> につき、被保険者が弊社の書面等による同意を得て支出した弁護士費用その他の防御に要する費用をいいます。 （注）損害賠償責任に関する争訟とは、訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。  危機管理コンサルティング機関が保険事故の発生による悪影響を管理および最小化するために、日本国内において被保険者に提供する危機管理サービスに関して生じた費用 <sup>(注2)</sup> をいいます。 （注1）個人情報漏洩が発覚した場合に支払われます。個人情報漏洩したおそれのある場合を含みます。ただし、弊社がこれを承認した場合に限ります。 （注2）個人情報漏洩が発覚した日からその日を含めて180日以内に生じた費用で、弊社が妥当かつ必要と認めたものをいいます。
※サイバー攻撃対応費用補償特約を除き、求償権保全費用、協力費用、訴訟対応費用もお支払いの対象です。	危機管理実行費用 <sup>(注1)</sup>	危機管理コンサルティング機関が日本国内において被保険者に提供する危機管理サービスの直接の結果として、被保険者が保険事故の悪影響を管理および最小化する目的で日本国内において負担した次の費用 <sup>(注2)</sup> をいいます。 ①弁護士から助言を受けたことに対する報酬（定期報酬などを除きます） ②個人情報漏洩の原因を調査するための費用 ③被保険者の従業員の超過勤務手当、臨時に生じた通勤交通費、超過勤務に伴う宿泊費、雇用費用 ④電話回線の増設費用、無料通話電話の使用料もしくは通話料または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 ⑤お詫び状の作成費用および送付費用

オプション特約名	保険金の種類	概要
		⑥見舞金・見舞品費用 <sup>(注3)</sup> ⑦見舞金・見舞品の送付費用 ⑧新聞に謝罪広告を掲載する費用 ⑨記者会見の開催に要する費用 (注1) 個人情報漏洩が発覚し、次のいずれかの要件を満たす場合に支払われます。 ●公的機関(所管する行政機関など)に対して文書により届出または報告されること。なお、個人情報が漏洩したおそれのあることを文書により届出または報告した場合を含みます。ただし、弊社がこれを承認した場合に限ります。 ●新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体により報道されること。 (注2) 個人情報漏洩が発覚した日からその日を含めて180日以内に生じた費用に限り、弊社が妥当かつ必要と認めたものをいいます。ただし、日本国外で行われた危機管理業務に対して支払う報酬、費用等を除きます。 (注3) 被害者1名につき500円を限度とします。
	サイバー攻撃対応費用 <sup>(注1)</sup> (1事故・保険期間中1,000万円限度)	サイバー攻撃対応コンサルティングに対して、被保険者が支払う報酬 <sup>(注2)</sup> で、弊社が妥当かつ必要であると認めたものをいいます。 (注1) サイバー攻撃対応費用補償特約がセットされた場合のみ、お支払いの対象です。 (注2) セキュリティ事故が発覚した日より30日以内に発注され、かつ、サイバー攻撃対応コンサルティングを着手した日から90日以内に発生したサイバー攻撃対応費用に限りま。
特許等知的財産権補償特約	損害賠償金等	被保険者に対する判決、認証ADR機関における仲裁判断、弊社が承認した裁判上の和解もしくは調停、または弊社が承認した認証ADR機関における調停等に基づいて、被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金または返還する不当利得をいいます。なお、損害賠償金等には、裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みますが、特許権、商標権、育成者権または回路配置利用権の成立前の行為に対する補償金は含まれません。
	求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
	争訟費用	損害賠償責任に関する争訟 <sup>(注1)</sup> につき、被保険者が弊社の書面等による同意を得て支出した弁護士費用その他の防御に要する費用 <sup>(注2)</sup> をいいます。 (注1) 損害賠償責任に関する争訟とは、仮処分の申立て、訴訟、裁判所もしくは認証ADR機関における仲裁もしくは調停または裁判上の和解等をいいます。 (注2) 損害賠償請求手続の防御のために行う無効審判請求に要する費用を含みます。
	協力費用	弊社による損害賠償請求手続の解決に協力するために弊社の求めに応じて、被保険者が支出した費用をいいます。
	訴訟等対応費用 (一連の損害賠償請求手続につき300万円限度)	損害賠償請求手続に対応するために、被保険者が弊社の同意を得て支出した、社会通念上その額および用途が妥当な次の費用をいいます。 ア. 相手方当事者、裁判所または認証ADR機関に提供する文書作成のために必要な費用 イ. 意見書、鑑定書作成のために必要な費用 ウ. 被保険者によりまたは被保険者の委託を受けた外部の実験機関により行われる事故の再現実験費用、事故原因を調査するための費用 エ. 増設コピー機のリース費用 オ. 被保険者の従業員の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用 <sup>(注)</sup> (注) 派遣受入れ費用を含みます。

※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

## 2. 海外事業総合賠償責任保険(海外賠償)

### 基本補償における保険金の種類

保険金の種類	概要
損害賠償金	被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金です。なお、損害賠償金には、裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。
損害防止費用	保険事故が発生した場合に、これによる損害の発生および拡大の防止を目的とした応急措置のために被保険者が支出した必要または有益であった費用 <sup>(注1)</sup> をいいます。ただし、いかなる場合も回収措置を講じるために要した費用および汚染物質の処理に要した費用を除きます。
求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
緊急措置費用	保険事故が発生した場合において、被保険者が損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生または拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、応急手当、

保険金の種類	概要
	応急措置、護送、搬出、治療その他の被害者に対する緊急に必要な措置を行うために被保険者が支出した費用、およびあらかじめ弊社の承認を得て支出した費用をいいます。
協力費用	被保険者に対する損害賠償請求の解決につき弊社が被保険者を援助する場合において、弊社の求めに応じて被保険者が支出した費用をいいます。
争訟費用	損害賠償責任に関する争訟 <sup>(注2)</sup> につき、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した弁護士費用その他の防御に要する費用をいいます。
訴訟対応費用 (1事故 300万円限度)	損害賠償請求訴訟に対応するために、被保険者が弊社の同意を得て支出した、社会通念上その額および使途が妥当な次の費用をいいます。 ア. 相手方当事者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用 イ. 意見書、鑑定書作成のために必要な費用 ウ. 被保険者によりまたは被保険者の委託を受けた外部の実験機関により行われる事故の再現実験費用、事故原因を調査するための費用 エ. 増設コピー機のリース費用 オ. 被保険者の従業員の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用 <sup>(注3)</sup>
被害者治療等費用 (被害者 1名 10万円限度、1事故 300万円限度)	仕事の遂行により、または海外対象施設内 <sup>(注4)</sup> および海外対象施設の出入口に隣接する場所で他人の身体の障害が発生した場合において、被保険者が弊社の同意を得て支払う次に掲げる費用をいいます。ただし、保険事故の発生日からその日を含めて1年以内に生じた費用に限ります。 ア. 被害者の治療、検査、緊急移送および職業看護師雇入れのために現実に支出した通常要する費用およびこれらに伴う交通費 イ. 葬儀費用
リコール費用 (1事故・保険期間中 500万円限度、自己負担額：1事故につき 10万円、縮小支払割合：1事故につき 90%)	生産物に起因して補償適用地域内で他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、被保険者が補償適用地域内で回収等を実施することに伴い負担する必要かつ有益な次の費用をいいます。ただし、被保険者が回収等を開始した時から1年またはこの保険期間の終了日から2年を経過した日のいずれか早い時まで被保険者が負担した費用に限ります。 ①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 <sup>(注5)</sup> ③消費者からの問い合わせに対応するために設置する電話回線、ブース、オペレーター等のコールセンター設置費用 ④被保険者と消費者または納品先との間で生産物 <sup>(注6)</sup> の回収および代替品の送付に要した費用 ⑤回収した生産物 <sup>(注6)</sup> の一時的な保管のために臨時に借用する倉庫等の施設の賃借費用 ⑥回収した生産物 <sup>(注6)</sup> の廃棄費用。なお、廃棄費用には廃棄に要する輸送費用を含みます。 ⑦回収等の実施により生じる人件費 <sup>(注7)</sup> 、出張費および宿泊費 <sup>(注8)</sup>

(注1) 有益であった費用とは、応急措置を実施していなければ、生じたまたは増加したであろう損害の額を超えずになされた応急措置の費用をいいます。

(注2) 損害賠償責任に関する争訟とは、訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。

(注3) 派遣受入れ費用を含みます。

(注4) 記名被保険者が仕事の遂行のために日本国外において所有、使用または管理する次に掲げる施設をいいます。施設には敷地内における動産および不動産を含みます。

ア. 見本市、博覧会、展示会またはそれらに類似の催事において設営されるブース、展示区画などの仮設の施設

イ. 記名被保険者が占有し、現実に使用している施設で上記ア以外のもの。ただし、子会社または関連会社が占有し、使用している施設を含みません。

(注5) 文書の作成費および封筒代を含みます。

(注6) 生産物が原材料または部品として財物の一部を構成する場合は、その財物全体にかかる回収等とします。

(注7) 超過勤務手当および臨時雇用費用をいい、派遣受入れ費用を含みます。

(注8) 旅費規程等で定められた額を限度とし、旅費規程等がない場合は合理的かつ妥当な範囲とします。

※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

### 3. 生産物品質保険（生産物品質補償）

#### 基本補償における保険金の種類

保険金の種類	概要
回収等費用	被保険者が支出した次に掲げる合理的かつ妥当な費用 <sup>(注1)</sup> をいいます。 ア. 社告掲載費用：新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用をいいます。 イ. コールセンター設置費用：消費者からの問い合わせに対応するために設置する電話回線、ブース、オペレーター等の費用をいいます。 ウ. 通信費用：電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用をいい、文書の作成費および封筒代を含みます。 エ. 輸送費用：被保険者と消費者または納品先との間で、事故の生じた生産物の回収および代替品の送付に要した費用をいいます。 オ. 事故の生じた生産物および在庫として所有する生産物、原材料等に対する次の費用： （ア）事故の生じた生産物について、領収済みの対価を消費者や納品先に返還する場合の原価。ただ

保険金の種類	概要
	<p>し、会計上、被保険者の原価として計上されるべき額とします。</p> <p>(イ) 領収済みの対価を返還せず、事故の生じた生産物を再加工または再包装して提供する場合の再加工または再包装に要した費用<sup>(注2)</sup>。</p> <p>(ウ) 領収済みの対価を返還せず、事故の生じた生産物の代替品を提供する場合の原価<sup>(注2)</sup>。</p> <p>(工) 在庫として所有する生産物、原材料等の原価<sup>(注2)</sup>。</p> <p>力、一時保管施設の賃借料：回収した生産物および在庫として所有する生産物、原材料等の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用をいいます。</p> <p>キ、廃棄費用：事故の生じた生産物の廃棄費用および在庫として所有する生産物、原材料等の廃棄費用をいいます。なお、廃棄費用には廃棄に要する輸送費用を含みます。</p> <p>ク、人件費：回収等の実施により生じる人件費<sup>(注3)</sup>をいいます。</p> <p>ケ、出張費および宿泊費：回収等の実施により生じる出張費および宿泊費をいいます。ただし、旅費規程等で定められた額を限度とし、旅費規程等がない場合は合理的かつ妥当な範囲とします。</p> <p>コ、データ作成費用：事故の生じた生産物にかかる消費者または納品先を特定するために、第三者にデータ作成を依頼するための費用をいいます。ただし、電子的作業にかかる費用に限ります。</p> <p>サ、回収等の実施により生じる費用で、弊社が特に必要と認めたもの</p>
喪失利益	<p>被保険者の営業収益が事故により減少しなかったならば得られていたであろう営業利益をいいます。なお、喪失利益は「事故がなければ得られていたであろう見込営業収益<sup>(注4)</sup>」から「補償期間中に計上された営業収益」を差し引いた残額に、「直近会計年度の営業利益率」を乗じて得た額とします。なお、被保険者の営業に特殊な事情があった場合または著しく趨勢が変化した場合<sup>(注5)</sup>は、弊社は、被保険者と協議による合意に基づき、採用すべき見込営業収益<sup>(注4)</sup>または「直近会計年度の営業利益率」について公正な調整を行うものとします。</p>
安全宣言費用	<p>事故によって失った生産物の信頼度を回復させるために、補償適用地域内に向けて行われた事故の生じた生産物に関する安全対策または品質管理改善を施した旨の宣伝または広告活動等に対して、被保険者が支出した合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限り、なお、販売推進を主な目的とした宣伝または広告に要した費用は除きます。</p>
事業活動維持費用	<p>事故に起因する損害を軽減し、事故発生前の事業活動状態へ復旧するために、または事故発生前と同等な事業活動を極力維持するために被保険者が支出した清掃費、消毒・殺菌費用、人件費<sup>(注3)</sup>等の合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限り、なお、次の費用は除きます。</p> <p>ア、機械設備、什器、備品、不動産等の資産の取得にかかる費用</p> <p>イ、再発防止のための生産物の設計または仕様の変更に要する費用</p>
専門家相談費用	<p>回収等にかかる対応を行うために、被保険者が広報または危機管理その他の専門知識を有する第三者から助言またはコンサルティング等を受けたことにより支出した合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限り、なお、この特別約款で保険金支払対象となる事故でないことが判明した場合であっても、弊社は、その時点で既に発生していた費用に対しては保険金を支払います。</p>
検査分析費用	<p>事故の事実等にかかる確認または調査を行うために、第三者の調査機関による検査、分析等に対して被保険者が支出した合理的かつ妥当な費用<sup>(注6)</sup>をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限り、なお、この特別約款で保険金支払対象となる事故でないことが判明した場合であっても、弊社は、その時点で既に発生していた費用に対しては保険金を支払います。</p>
争訟費用 (生産物品質保険用) (1 事故・保険期間中 300万円限度)	<p>回収等にかかる責任の有無および割合、その方法または金額等にかかる争訟<sup>(注7)</sup><sup>(注8)</sup>について、被保険者が支出した合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限り、なお、この特別約款で保険金支払対象となる事故でないことが判明した場合であっても、弊社は、その時点で既に発生していた費用に対しては保険金を支払います。</p>

(注1) 納品先が使用製品を市場から回収する場合において、その納品先が被保険者に請求した費用を含みます。ただし、オおよびクは含みません。

(注2) (ア) に規定する原価を超えないものとします。

(注3) 超過勤務手当および臨時雇用費用をい、派遣受入れ費用を含みます。

(注4) 被保険者が、事故が発生したことを最初に知り得た時の直前12か月のうち、補償期間に相当する期間の営業収益をいいます。

(注5) 合併、会社分割、事業の譲渡または譲受け、株式交換、株式移転等の組織再編、決算期の変更、自然災害または天候・消費者の嗜好の変化もしくはは経済情勢の急激な変動等をいいます。

(注6) 納品先が使用製品を市場から回収する場合において、その納品先が被保険者に請求した費用を含みます。ただし、本来被保険者が支出すべきであったと認められる費用に限ります。

(注7) 訴訟、仲裁、調停または和解等をい、生産物品質保険の基本補償の保険金の種類に規定する損害について、被保険者が第三者に賠償請求を行った場合または被保険者が第三者から賠償請求を受けた場合をいいます。

(注8) 消費者およびそれらを代表するものとの争訟を除きます。